

インスペクションの活用による住宅市場活性化事業のうち、
インスペクション技術の開発・高度化に関する事業を行う者の公募についての公示

平成 27 年 7 月 10 日

国土交通省住宅局長 橋本 公博

次のとおり、平成 27 年度インスペクションの活用による住宅市場活性化事業のうち、インスペクション技術の開発・高度化に関する事業を行う者に対する補助事業の公募の開始について公示します。

1. 事業概要

1) 事業名

インスペクション技術の開発・高度化に関する事業

2) 事業目的

本事業は、現況の把握が難しい住宅の部位や欠陥による不具合事象について、簡便に精度の高いインスペクションを行うための新たな検査技術の開発や既存技術の高度化を行う取組及び住宅事業者の技術力の向上による事故の予防、住宅の適切な維持管理等に係る一般消費者の啓発、検査方法の改善等保険制度の改善を図るため、住宅瑕疵の事故情報等を第三者的立場の機関が収集・分析するシステムの検討を行う取組を公募し、支援することにより、中古住宅・リフォーム市場の活性化と住宅の適切な維持管理の促進を図ることを目的とします。

3) 事業内容

インスペクション技術の開発・高度化、事故の低減と技術力の向上に資する以下の取組を行う事業者を公募対象とします。

①インスペクション技術の開発・高度化事業

重点的に技術開発を推進するテーマは以下のとおりです。なお、以下のテーマ以外の応募も可能です。

- ・小屋裏の検査を容易にする検査機器の開発
- ・床下の検査を容易にする検査機器の開発
- ・屋根の検査を容易にする検査機器の開発

②住宅瑕疵に係る事故情報等を収集・分析するシステムの構築に関する事業

なお、事業の具体的な内容は募集要領によることとします。

2. 公募対象事業者の要件

1. 3)に示す①の事業

次の1)~3)までの全ての条件を満たす民間事業者等とする。

- 1) 補助事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、補助事業の遂行に必要な実施体制を有していること。
- 2) 事業の実施方針、事業のフロー、事業工程計画を具体的に示す能力を有すること。
- 3) 補助事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有すること。

1. 3)に示す②の事業

次の1)~5)までの全ての条件を満たす民間事業者等とする。

- 1) 補助事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 2) 補助事業で知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。
- 3) 補助事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、補助事業の遂行に必要な実施体制を有していること。
- 4) 事業の実施方針、事業のフロー、事業工程計画を具体的に示す能力を有すること。
- 5) 補助事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有すること。

3 公募対象事業の選定基準

- ・ 提案者等の過去の実績、技術的知見の状況、本事業の理解度等
- ・ 提案内容の的確性及び提案における事業の実施方針、フロー、工程計画の具体性、実現性

※ 応募者の各構成員が事業の一部を分担して実施することにより、二以上の構成員により事業を行うことが可能です。例えば、大学と民間企業等により事業を行うことも可能です。

4. 募集要領の交付期間及び場所

(1)交付期間

平成27年7月10日(金)10時00分~平成27年7月29日(水)18時00分

(2)場所

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省 住宅局 住宅生産課 住宅瑕疵担保対策室

5. 応募書類の提出期限、場所及び方法

(1)提出期限

平成27年7月30日(木)18時00分まで(必着)

(2)場所

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省 住宅局 住宅生産課 住宅瑕疵担保対策室

(3) 方法

持参又は郵送

※ 郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。(提出期限必着)

(4) 担当部局

国土交通省 住宅局 住宅生産課 住宅瑕疵担保対策室 担当：石井

電話：03-5253-8111（内線 39-446）、FAX03-5253-1629

電子メール：ishii-j2zd@mlit.go.jp

6. 採択

応募書類について、応募の要件を満たしているか等について審査し、採択者を決定します。

審査にあたっては、応募の要件を満たしていることの確認、応募書類の内容についての書面審査を行うとともに、必要に応じてヒアリングを実施します。

7. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 提案書の作成および提出に係る費用は、提出者側の負担とします。
- (3) 提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行いません。
- (4) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にすることがあります。
- (5) 採用された提案書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、行政機関が取得した文書について開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- (6) その他詳細は募集要領によります。